

# 質 問 回 答 書

2014 年 6 月 9 日

「2014 年度案件別事後評価：パッケージ I-9（ベトナム、ミャンマー）」

（公示日：2014 年 5 月 28 日）について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P. 3 第5. 1. (1)類似業務経験 および第5. 3. (2)の類似業務 経験	二つの類似業務経験の取扱い	第5. 3. (2)業務主任者(プロジェクト評価1) の類似業務経験は第5. 1. (1)と同様に「事 業評価に係る各種調査に係る業務」を類似業 務とします。
2	p.3 第 5 プロポーザルに記載さ れるべき事項3(2) p.6 第 9 プロポーザルの評価1 (1)(2) p.19 第 3 業務実施上の条件	<p>これら 3 か所の記載から、評価対象業務従事者は 総括のみ(1名)、ただし業務従事予定者は2名以上 を想定しているものと読める。これは、業務量の目 途に書かれている総 MM－評価対象業務従事者の MM)＞0 のためである。しかし、他方で、「4. 業務従 事者の構成でいう業務分野」には 1)総括／プロジェ クト評価 1(2号)のみが書かれている。</p> <p>結局この業務の業務従事者数は何名を想定してい るのか。 総括のみであれば評価対象業務従事予定者の MM 数＝総 MM ではないのか。</p> <p>あるいは、評価対象業務従事予定者の MM 数は最 低限の MM 数を意味しているのか。</p>	<p>評価対象である 1)総括／プロジェクト評価 1(2 号)の最低限の MM を記載しております。 プロポーザルでは、残りの MM の業務従事者 の構成も自由にご提案ください。業務従事者 を 1)総括／プロジェクト評価 1(2号)のみとす ることも可能です。</p>

3	<p>業務指示書P.6(1)評価対象とする業務従事者の担当分野、(2)評価対象とする業務従事者の予定人月数</p> <p>業務指示書共通条項P.15上から2つ目、3つ目のポツ(業務従事者の構成(案))</p> <p>業務指示書個別条項(別添1)P.19「3.業務量の目途」「4.業務従事者の構成」</p>	<p>業務指示書本文には評価対象とする業務従事者は「プロジェクト評価1」とあり、予定人月数は「2.37 M/M」となっています。</p> <p>他方、個別条項(別添1)の3.業務量の目途は「4.07 M/M」となっており、4.業務従事者の構成は「1」総括/プロジェクト評価1」とあります。</p> <p>共通条項に、「別添1に定める業務量を超えない範囲において業務従事者を追加することを可とする。業務従事者を追加する場合は、プロポーザルにて提案すること」「別添1に定める業務従事者以外についてはプロポーザルにおける評価対象業務者には該当しない」との記載がありますので、2名(以上の)体制で本件業務実施を提案する場合、「プロジェクト評価1」以外の従事者は <math>4.07 - 2.37 = 1.70</math> M/M以内での配置が可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>左記、ご理解のとおりで間違いございません。</p>
4	<p>業務指示書個別条項P.17の3つ目の○</p>	<p>個別条項の記載から、本件業務はミャンマー案件に対するより詳細な調査が必要であると理解します。</p> <p>他方、質問1についての理解が正しければ、2名体制の場合、「総括/プロジェクト評価1」が 2.37 M/M、「プロジェクト評価2(追加的業務従事者)」が 1.70 M/Mとなります。</p> <p>最適な要員計画の観点から「総括/プロジェクト評価1」担当団員がベトナム案件を担当するとした場合、M/Mの配分についてベトナム案件担当の「総括/プロジェクト評価1」が 2.37 M/M、ミャンマー案件担当の「プロジェクト評価2(追加的業務従事者)」が 1.70 M/Mで業務を実施すると提案することは、プロポーザル審査において不適切と評価されるでしょうか。</p>	<p>「ベトナム案件担当者のMM」&gt;「ミャンマー案件担当者のMM」であるからといって、自動的に不適切と評価することはありません。</p>

5	別添、【事後評価業務における排除者条項】	業務内容の实质は中間レビュー(評価)ですが、契約上、評価対象案件の事業効果促進のために専門家として派遣された個人・法人は調達から排除されますか。	【事後評価業務における排除者条項】の例外として扱われる法人・個人は、機構との契約件名が「中間レビュー調査」又は「終了時評価調査」の場合のみです。件名が上記と異なる場合(事業効果促進等)、実際の業務内容に対象事業の中間レビュー等評価に類似する業務を含む場合であっても、評価以外の他業務も含まれると判断されますので、例外とはなりません。
6	p.6 第 9 (1)評価対象とする業務従事者の担当分野、(2)評価対象とする業務従事者の予定人月数) p.19 第 3 業務実施上の条件「3. 業務量の目途」「4. 業務従事者の構成」	なお、評価対象者数、評価対象者 M/M、全体 M/M 等の考え方を次頁に整理しました。	

以上

2014年度案件別事後評価：パッケージI（1～12）

	対象国	対象案件数	業務従事者数 (予定)	評価対象者数	全体M/M	評価対象予定M/M	評価対象者数、評価対象者M/M、全体M/Mの考え方
1	中国	9	4	3	15.69	8.93	<p>左記「業務従事者数（予定）」欄記載の数字を上回る人数の従事者の提案を認めます。  ただし、その場合、  ①評価対象者数は左記「評価対象者数」欄記載の数のみとします。  ②評価対象者のM/M総計は、左記「評価対象予定M/M」欄記載の数字以上とします。  これに反した提案は、プロポーザル評価の際の減点の対象となる場合があります。</p>
2	モルディブ	1	2	1	4.99	3.04	
	スリランカ	2					
3	チュニジア	2	2	1	7.25	3.15	
	エジプト	1					
	レバノン	1					
5	ミャンマー	1	1	1	4.95	2.55	
	モンゴル	1					
6	ケニア	1	2	1	6.30	3.20	
	タンザニア	2					
	ザンビア	1					
7	中米カリブ	1	2	2	7.65	4.75	
	ホンジュラス	1					
8	セネガル	2	1	1	3.96	2.17	
9	ベトナム	1	1	1	4.07	2.37	
	ミャンマー	1					
10	PNG	1	2	1	4.97	2.07	
	ソロモン	1					
	中国	1					
11	ベトナム	4	2	2	7.64	5.84	
12	インドネシア	1	1	1	5.20	2.65	
	ベトナム	1					